



パロマ元社長ら有罪判決

東京地裁 ガス湯沸かし器事故

東京都港区で2005年、パロマ工業（名古屋市）製のガス湯沸かし器を使用した2人が一酸化炭素中毒で死傷した事故で、業務上過失致死傷罪に問われた元社長小林敏宏被告（72）に対し、東京地裁（半田靖史裁判長）は11日、禁固1年6カ月執行猶予3年（求刑禁固2年）の有罪判決を言い渡した。

また、共犯の罪に問われた同社元品質管理部長の鎌塚涉被告（60）には禁固1年執行猶予3年（求刑禁固1年6カ月）を言い渡した。

検察側は、小林元社長らが改造された湯沸かし器の一酸化炭素中毒事故が85～01年に12件起きて計14人が死亡したことを知りながら、製品の点検や回収をしなかったと主張。この結果、東京都港区のアパートで05年11月27日ごろ、湯沸かし器を使った大学生の上嶋（じょうしま）浩幸さん（当時18）を死亡させ、兄（29）にも重症を負わせたとして、元社長らを在宅起訴した。



東京地裁に入るパロマ工業元社長の小林敏宏被告（手前）。左は元取締役員品質管理部長の鎌塚涉被告。11日午後1時12分、長島一浩撮影

製品自体の欠陥ではなく、不正な改造が原因で起きた事故の安全対策をめぐって企業トップの刑事責任が問われたのは異例のことだった。元社長らは無罪を主張し、問題となった湯沸かし器の点検・回収の義務が元社長らにあったかどうか争点になった。